

令和元年度西東京市民まつり 市民意見まとめ

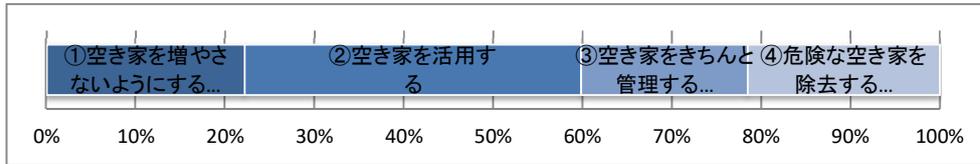
～ 空き家対策・居住支援に関するパネル展示会 ～

西東京市では現在「西東京市空き家等対策計画」の策定を行っております。空き家に関する取組につきまして、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

Q 下の4つのテーマのうち、どれが一番大事だと思いますか？

約4割が「空き家を活用する」と回答。次いで「空き家を増やさないようにする」、「危険な空き家を除去する」となっている。

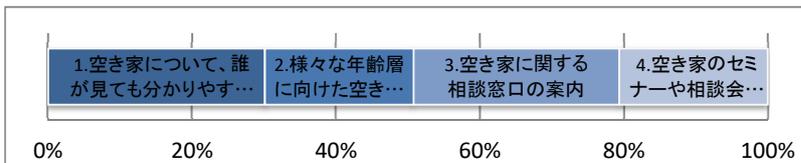
選択肢	①空き家を増やさないようにする	②空き家を活用する	③空き家をきちんと管理する	④危険な空き家を除去する	計
回答数	63	107	53	61	284
割合	22.2%	37.7%	18.7%	21.5%	100%



Q 選んだテーマについて、具体例がそれぞれあるので、大事だと思ったり良いと思うものを教えてください。

テーマ ①空き家を増やさないようにする

選択肢	1.空き家について、誰が見ても分かりやすい情報の提供(パンフレット等)	2.様々な年齢層に向けた空き家についての情報発信による意識の啓発	3.空き家に関する相談窓口の案内	4.空き家のセミナーや相談会などの開催	計
回答数	19	13	18	13	63
割合	30.2%	20.6%	28.6%	20.6%	100%



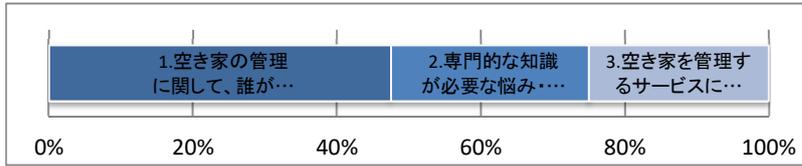
テーマ ②空き家を活用する

選択肢	1.空き家の所有者に対して、活用方法についての情報提供	2.空き家の所有者に対して、活用についてのセミナー等による意識の啓発	3.地域の課題解決の助けとなる活動の場として活用する	4.低所得者や子育て世帯など、住宅が必要な人向けの住宅としての空き	計
回答数	17	14	21	50	102
割合	16.7%	13.7%	20.6%	49.0%	100%



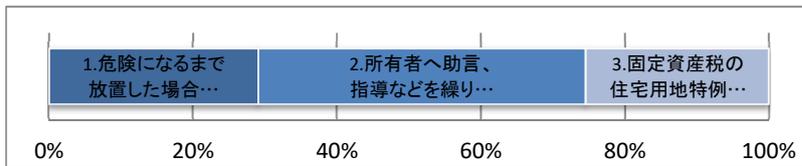
テーマ ③空き家をきちんと管理する

選択肢	1.空き家の管理に関して、誰が見ても分かりやすい情報の提供(パンフ)	2.専門的な知識が必要な悩み・困りごとへの対応	3.空き家を管理するサービスに関する情報の提供	計
回答数	19	11	10	40
割合	47.5%	27.5%	25.0%	100%



テーマ ④危険な空き家を除去する

選択肢	1.危険になるまで放置した場合の責任やデメリット等についての分かりやすい情報の提供	2.所有者へ助言、指導などを繰り返す	3.固定資産税の住宅用地特例を外すなど、所有者による空き家の解体を促す	計
回答数	16	25	14	55
割合	29.1%	45.5%	25.5%	100%



～空き家に関する取組についてのご意見をお聞かせください～

西東京市では現在「西東京市空き家等対策計画」の策定を行っております。空き家に関する取組につきまして、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

よりよい計画をつくるため
ご協力をよろしくお願いいたします！

●当てはまるものにシールを1枚ずつ貼ってください。

Q 下の4つのテーマのうち、どれが一番大事だと思いますか？1つ選んでシールを貼ってください。また、選んだテーマについて、具体例がそれぞれあるので、大事だと思ったり良いと思うものにシールを貼ってください。

①空き家を増やさないようにする

シール欄

具体例	シール欄
1. 空き家について、誰が見ても分かりやすい情報の提供（パンフレット等）	
2. 様々な年齢層に向けた空き家についての情報発信による意識の啓発	
3. 空き家に関する相談窓口の案内	
4. 空き家のセミナーや相談会などの開催	

②空き家を活用する

シール欄

具体例	シール欄
1. 空き家の所有者に対して、活用方法についての情報提供	
2. 空き家の所有者に対して、活用に関してのセミナー等による意識の啓発	
3. 地域の課題解決の助けとなる活動の場として活用する	
4. 低所得者や子育て世帯など、住宅が必要な人向けの住宅としての空き家の活用	

③空き家をきちんと管理する

シール欄

具体例	シール欄
1. 空き家の管理に関して、誰が見ても分かりやすい情報の提供（パンフレット等）	
2. 専門的な知識が必要な悩み・困りごとへの対応	
3. 空き家を管理するサービスに関しての情報の提供	

④危険な空き家を除去する

シール欄

具体例	シール欄
1. 危険な状態になるまで放置した場合の責任やデメリット等についてのわかりやすい情報の提供	
2. 所有者へ助言、指導などを繰り返し行う	
3. 固定資産税の住宅用地特例を外すなど、所有者による空き家の解体を促す	

● 空き家の問題とは？

まず、空き家というのは概ね1年以上住んでいない、使用されていない建物を指します。ただし、国や地方公共団体が所有、管理しているものは除きます。

現在、住宅数が世帯数を上回ってしまい、全国的に空き家が増え続けている状況です。管理されていない空き家や、住む人がいない集合住宅（マンションやアパート等）も増えており、大変な問題となっています。

● 管理をしていない空き家について

適切な管理がされていない空き家は、建物の劣化が早く、また、草木などの繁茂や不法投棄など、周辺的环境に影響を及ぼすことがあります。

空き家が絡んだ
犯罪の増加



- ・ 放火
- ・ 詐欺の住所に使われる
- ・ 麻薬等の栽培場所にされる etc...

倒壊する危険性



動物や虫が住み着いたり、ごみの
不法投棄等による衛生面・景観の悪化

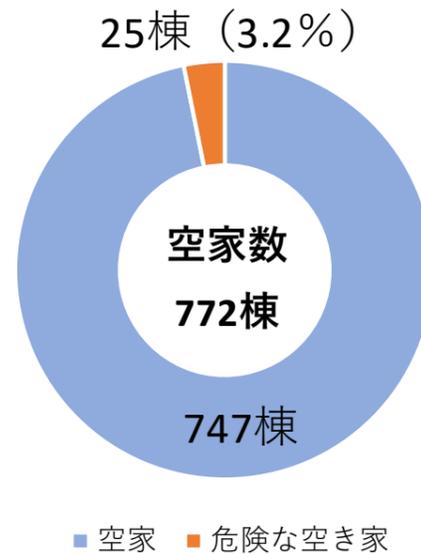


資料：国土交通省ホームページ

そのまま放置すれば倒壊等の危険性があるもの、衛生上有害となりうるもの、まわりの景観を損なうもの、放置することが不適切である状態のものは、「特定空家等」となります。

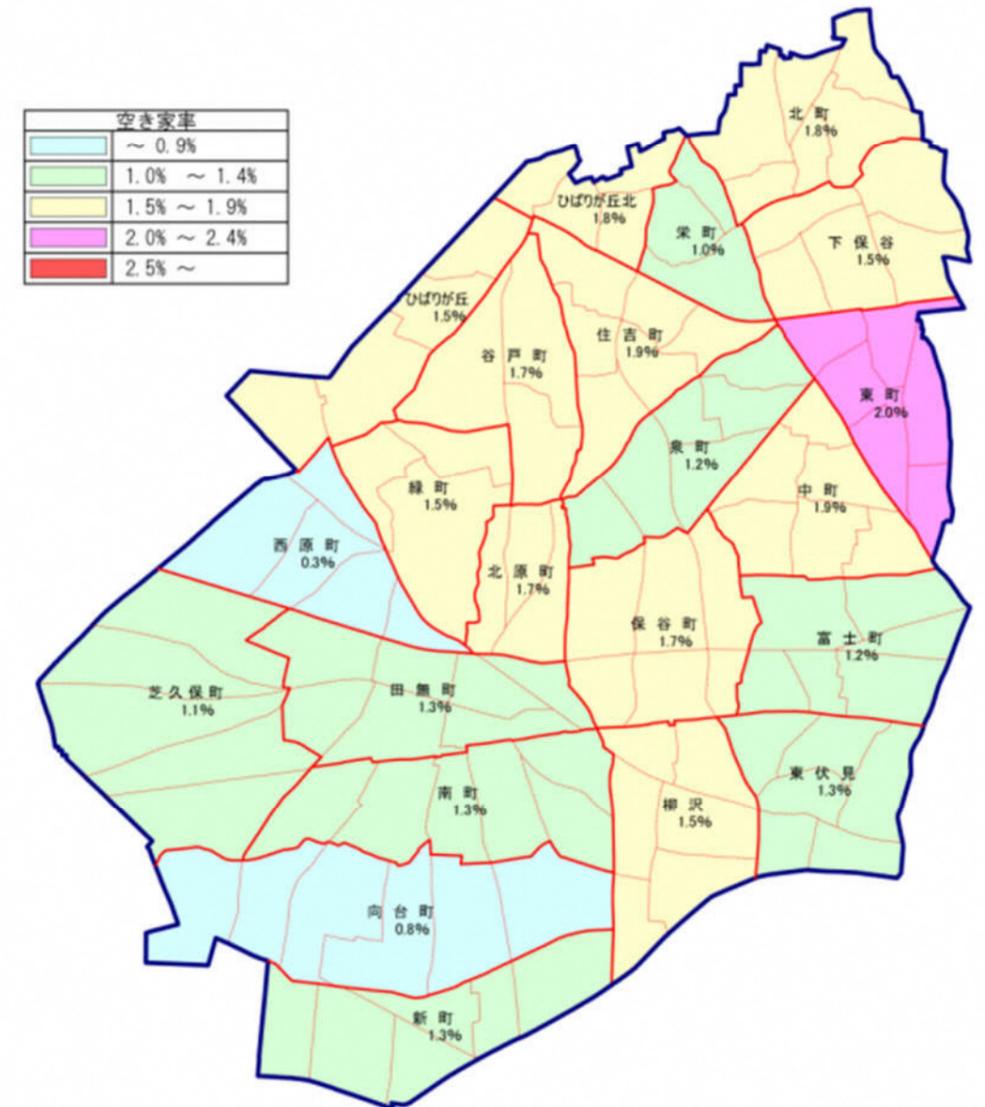
● 西東京市の空き家の現状

市内の空き家の総数は年々増加している傾向にあり、市で把握している空き家数は令和元年10月時点で772棟となっています。そのうち、管理がきちんとされていない空き家は25棟あり、全体の3.2%を占めています。



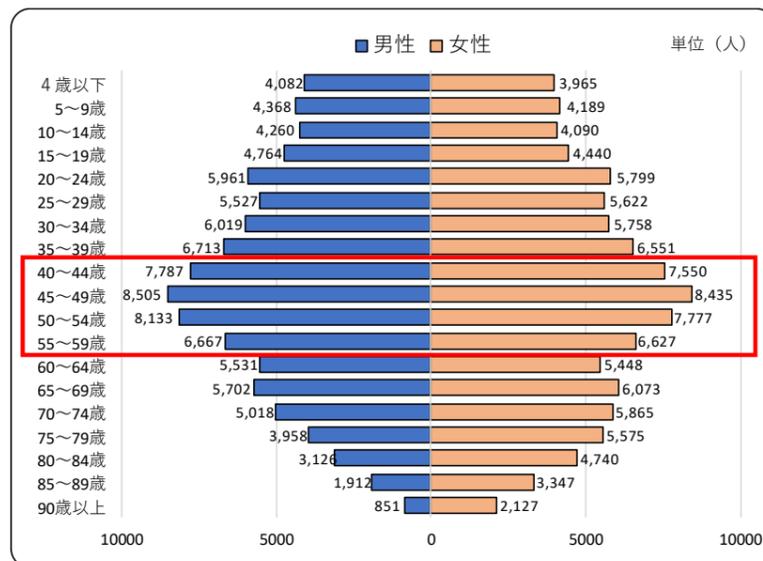
平成29年に行われた西東京市空き家実態調査で出た町別の空き家率です。最も空き家率が高いのは東町の2.0%、最も空き家率が低いのは西原町の0.3%です。全体で見ると1.7%が空き家となっています。

図：町名別空き家率現況図



平成30年度の住宅土地統計調査では、市内で住宅を所有する65歳以上の単身の高齢者の割合が全体の約7%となり、都内で13番目に多い結果です。また、市内の年齢別人口の割合は40～50歳代が一番多く、将来空き家になる可能性が高い人が多くいることがわかります。

市区町村名	総世帯数	住宅を所有する単身高齢者世帯	割合	順位
あきる野市	31,020	2,770	8.93%	1
文京区	124,970	10,940	8.75%	2
日の出町	5,610	480	8.56%	3
台東区	115,240	9,660	8.38%	4
荒川区	104,250	8,510	8.16%	5
東村山市	64,760	5,090	7.86%	6
大田区	377,640	29,330	7.77%	7
目黒区	146,220	10,870	7.43%	8
八王子市	253,120	18,580	7.34%	9
杉並区	315,410	22,420	7.11%	10
新宿区	213,290	15,140	7.10%	11
羽村市	22,190	1,570	7.08%	12
西東京市	89,320	6,250	7.00%	13
三鷹市	89,360	6,250	6.99%	14
豊島区	176,800	12,320	6.97%	15



↑
市内の年齢階層別の人口の割合
(資料：住民基本台帳人口)

● 西東京市では「空き家等対策計画」を策定中です

平成 26 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」という空き家に関する法律が作られ、市町村が空き家の計画を作る際の基本的事項を定めたり、空き家に対する処置等を決めています。

西東京市でも「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例」が定められ、それに伴い、空き家の適正な管理や有効的に活用していくことに関し、総合的かつ計画的に推進していくため、空き家等対策計画を策定することといたしました。



● 対策の方向性

空き家の各段階で方向性を定め、計画を作成しています。

予 防

空き家にしないために、意識の啓発や情報発信をしていきます。



利活用

空き家の貸し出しや利用といった、空き家の有効的な活用ができるような仕組みや情報発信をしていきます。



適正管理

空き家の所有者がきちんと管理するよう促進をしていきます。



特定空き家等

条例に基づいて、管理がされていない空き家に対し、適切に措置します。



● 空き家の予防・利活用・適正管理・管理不全について

◆ 予防

- 市では、定期的に空き家に関するセミナーや相談会を実施したり、空き家に関する相談窓口を設置しています。
- 市のホームページや広報「西東京」で、空き家の条例などについて紹介をしています。
- 現在所有している住宅は、将来、空き家となる可能性があるということから、日頃から適切な管理に努めるとともに、利活用についても意識を持つことが大切です。



◆ 利活用

- 空き家をお店にしたり、コミュニティスペースにするなど様々な活用方法が考えられます。
- 空き家をリフォーム、改築などをして、人が住めるようにしていくのも1つの方法です。



◆ 適正管理

- 空き家は管理をしないとすぐ傷んでしまうため、定期的な管理や遠方のため自分で管理できない場合は市にご相談ください。
- 市では、定期的に空き家の調査を行うなど、情報の把握と管理に努めています。



◆ 管理不全な空き家

- 法律や条例に基づいて、空き家の所有者に対し、適切な改善指導を実施していきます。

● 空き家等対策計画のパブリックコメントについて

今年の**12月**に「西東京市空き家等対策計画」をホームページで公表し、計画について市民の皆様からご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

